

広島県告示第千三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十六年二月三日付け農林省告示第九十一号（一及び二に係るものに限る。）、昭和六十三年九月二十日付け農林水産省告示第四百九十六号（二に係るものに限る。）、平成六年二月二十二日付け農林水産省告示第四百二号（一に係るものに限る。）

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに関係市役所及び大崎上島町役場に備え置いて縦覧に供する。）